



鳥取県公報

令和6年9月27日（金）
第9632号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（545）（人口減少社会対策課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による医療機関の指定（546）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（547）（〃）・・・・・・・・ 3 生活保護法による指定医療機関の休止の届出（548）（〃）・・・・・・・・ 3 生活保護法による指定医療機関の再開の届出（549）（〃）・・・・・・・・ 3 鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間の更新（550）（自然共生課）・・・・・・・・ 3 大規模小売店舗の変更の届出に対する意見書の提出（551）（企業支援課）・・・・ 4 家畜伝染病の発生（552）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 保安林の指定（553）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 公共測量の実施（2件）（554・555）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・ 5 土地改良区連合の役員の就任（556）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 5 土地改良区連合の役員の就任（557）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 5
-------	--

告 示

鳥取県告示第545号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県出身学生のUターン就職等の状況調査

2 調査の目的

鳥取県出身学生の進路状況を調査することで、より効果的なUターン就職支援施策を行い、鳥取県の人口減少に歯止めをかけるとともに、地域活性化・産業振興に欠かせない若年層の確保を図るための施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

全国の私立大学及び国公立大学（短期大学を含む。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 令和5年度卒業生に係る鳥取県出身学生の学部別、学科別及び男女別の人数

イ アのうち就職した者の数、その就職先業種及び就職先職種

ウ イのうち鳥取県内就職者数及び具体的な就職先

(2) その基準となる期日

令和6年9月1日

5 報告を求める者

(1) 全国の私立大学及び国公立大学のうち、鳥取県出身者の在籍者数上位100校

(2) 鳥取県と包括協定又は就職支援協定を締結している大学から有意抽出した大学

6 報告を求めるために用いる方法

各大学に調査票を郵送するとともに電子ファイルを配布し、電子メールによる回答を依頼する。

7 報告を求める期間

令和6年9月27日から同年11月30日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷尾歯科医院	八頭郡八頭町郡家590-8	令和6年8月1日

鳥取県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
谷尾歯科医院	八頭郡八頭町郡家590-8	令和6年7月31日

2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
尾高薬局	米子市尾高2775-2	令和6年7月31日

鳥取県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和6年8月21日

鳥取県告示第549号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和6年7月27日

鳥取県告示第550号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間を更新したので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	認定の有効期間
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	徳山 幸一	令和9年10月28日まで

鳥取県告示第551号

令和6年鳥取県告示第474号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したホームプラザナフコ米子東店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
米子市
- 2 意見の概要
 - (1) 当施設に設置予定の換気扇から発生する騒音の大きさについて、敷地の境界線において鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）第15条に規定する深夜騒音の規制基準を超過しないようにすること。
 - (2) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項各号に掲げる行為を行う場合は、同項本文に規定する届出を行うこと。
 - (3) 当施設に屋外広告物を設置する場合は、鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条の規定に基づく鳥取県知事の許可を受けること。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築主事等の確認を受けること。
- 3 縦覧に供する期間
令和6年9月27日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第552号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	東伯郡琴浦町	令和6年9月12日

鳥取県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字長郷字前田山269の1から269の3まで
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第554号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業期間 令和6年9月18日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 鳥取市国府町下木原

鳥取県告示第555号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年9月20日から令和7年1月28日まで
- 3 作業地域 米子市東福原四丁目及び東福原五丁目

鳥取県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和6年9月27日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岩 本 洋 士 東伯郡琴浦町大字高岡70

令和6年9月4日就任 任期 令和7年3月31日まで

鳥取県告示第557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり伯耆土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和6年9月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

就任した役員の氏名及び住所

理 事 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
" 福 田 巳紀雄 西伯郡伯耆町番原76-2
" 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
" 野 坂 義 則 西伯郡伯耆町吉長13-6
" 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
監 事 舩 寄 隆 米子市福万266
" 勝 部 安 弘 西伯郡伯耆町遠藤11
令和6年9月1日就任 任期4年